

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定療養費、療養費等の支給に係る療養)</p> <p>6-6-3 健康保険法等の規定に基づく特定療養費、医療費等の支給に係る療養は非課税となるが、これには、被保険者又は被保険者の家族の療養に際し、被保険者が負担する一部負担金に係る療養も含まれるのであるから留意する。</p> <p>(注) 平成元年大蔵省告示第7号「消費税法別表第一第6号に規定する財務大臣の定める資産の譲渡等及び金額を定める件」の規定により定められた金額を超える部分の金額については、非課税とされる療養の対価に該当しないことに留意する。</p> <p>(介護保険関係の非課税の範囲)</p> <p>6-7-1 (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>イ～ロ (省 略)</p> <p>ハ 居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。)の居宅において看護婦等が行う訪問看護(居宅要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。)</p> <p>ニ 居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。)の居宅において行う訪問リハビリテーション(居宅要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。)</p> <p>ホ～ヘ (省 略)</p> <p>ト 居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。)について介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせて行う通所リハビリテーション(居宅要介護者の選定による送迎を除く。)</p>	<p>(特定療養費、療養費等の支給に係る療養)</p> <p>6-6-3 健康保険法等の規定に基づく特定療養費、医療費等の支給に係る療養は非課税となるが、これには、被保険者又は被保険者の家族の療養に際し、被保険者が負担する一部負担金に係る療養も含まれるのであるから留意する。</p> <p>(注) 平成元年大蔵省告示第7号「消費税法別表第一第6号に規定する大蔵大臣の定める資産の譲渡等及び金額を定める件」の規定により定められた金額を超える部分の金額については、非課税とされる療養の対価に該当しないことに留意する。</p> <p>(介護保険関係の非課税の範囲)</p> <p>6-7-1 (同 左)</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>イ～ロ (同 左)</p> <p>ハ 居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。)の居宅において看護婦等が行う訪問看護(居宅要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。)</p> <p>ニ 居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。)の居宅において行う訪問リハビリテーション(居宅要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。)</p> <p>ホ～ヘ (同 左)</p> <p>ト 居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。)について介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせて行う通所リハビリテーション(居宅要介護者の選定による送迎を除く。)</p>

改正後	改正前
<p>チ (省 略)</p> <p>リ 居宅要介護者(その治療の必要の程度につき<u>厚生労働省令</u>で定めるものに限る。)について介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び療養型病床群を有する病院等に短期間入所させて行う短期入所療養介護(居宅要介護者の選定による特別な療養室等の提供及び送迎を除く。)</p> <p>ヌ～ル (省 略)</p> <p>(2)～(10) (省 略)</p> <p>(「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」等の範囲)</p> <p>6-7-2 (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 介護保険法第41条第1項<居宅介護サービス費の支給>又は同法第48条第1項<施設介護サービス費の支給>の規定において介護保険給付の対象から除かれる日常生活に要する費用として、介護保険法施行規則第61条<日常生活に要する費用>又は同規則第79条<日常生活に要する費用>に定める費用に係る資産の譲渡等</p> <p>(注)平成12年大蔵省告示第27号「消費税法施行令第14条の2第1項、第2項の規定に基づき、<u>財務大臣</u>が指定する資産の譲渡等を定める件」に規定する資産の譲渡等については、非課税となる介護保険サービスから除かれることに留意する。</p> <p>(妊娠中及び出産後の入院に係る差額ベッド料等の取扱い)</p> <p>6-8-3 助産に係る資産の譲渡等については、平成元年1月26日付大蔵省告示第7号「消費税法別表第一第6号に規定する<u>財務大臣</u>の定める資産の譲渡等及び金額を定める件」の規定により定められた金額を超える場合であっても非課税となるのであるから留意する。</p> <p>したがって、妊娠中の入院及び出産後の入院(6-8-2に掲げる入院に限るものとし、異常分娩に伴う入院を含む。)における差額ベッド料及び特別給食費並びに大学病院等の初診料についても全額が非課税となる。</p>	<p>チ (同 左)</p> <p>リ 居宅要介護者(その治療の必要の程度につき<u>厚生省令</u>で定めるものに限る。)について介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び療養型病床群を有する病院等に短期間入所させて行う短期入所療養介護(居宅要介護者の選定による特別な療養室等の提供及び送迎を除く。)</p> <p>ヌ～ル (同 左)</p> <p>(2)～(10) (同 左)</p> <p>(「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」等の範囲)</p> <p>6-7-2 (同 左)</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 介護保険法第41条第1項<居宅介護サービス費の支給>又は同法第48条第1項<施設介護サービス費の支給>の規定において介護保険給付の対象から除かれる日常生活に要する費用として、介護保険法施行規則第61条<日常生活に要する費用>又は同規則第79条<日常生活に要する費用>に定める費用に係る資産の譲渡等</p> <p>(注)平成12年大蔵省告示第27号「消費税法施行令第14条の2第1項、第2項の規定に基づき、<u>大蔵大臣</u>が指定する資産の譲渡等を定める件」に規定する資産の譲渡等については、非課税となる介護保険サービスから除かれることに留意する。</p> <p>(妊娠中及び出産後の入院に係る差額ベッド料等の取扱い)</p> <p>6-8-3 助産に係る資産の譲渡等については、平成元年1月26日付大蔵省告示第7号「消費税法別表第一第6号に規定する<u>大蔵大臣</u>の定める資産の譲渡等及び金額を定める件」の規定により定められた金額を超える場合であっても非課税となるのであるから留意する。</p> <p>したがって、妊娠中の入院及び出産後の入院(6-8-2に掲げる入院に限るものとし、異常分娩に伴う入院を含む。)における差額ベッド料及び特別給食費並びに大学病院等の初診料についても全額が非課税となる。</p>

改正後	改正前
<p>(身体障害者用物品の範囲)</p> <p>6-10-1 法別表第一第10号《身体障害者用物品の譲渡等》に規定する身体障害者用物品(以下この節において「身体障害者用物品」という。)に該当するのは、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造、又は機能を有する物品として、令第14条の4第一項《身体障害者用物品の範囲等》の規定により厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限られる。したがって、これ以外の物品については、身体障害者が購入する場合であっても非課税とならないのであるから留意する。</p> <p>(身体障害者用物品に該当する自動車の修理の取扱い)</p> <p>6-10-4 身体障害者用物品に該当する自動車の修理で令第14条の4第2項《身体障害者用物品の範囲等》に規定する身体障害者用物品の修理に該当するものは、平成3年厚生省告示第130号「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」第2項《身体障害者用物品の修理》の規定により同告示第1項《身体障害者用物品》第37号に定める補助手段に係る修理及び第38号に定める車いす等昇降装置及び必要な手段に係る修理に限られる。</p> <p>したがって、補助手段等の修理と他の部分の修理とを併せて行った場合には、補助手段等の修理のみが身体障害者用物品の修理に該当することに留意する。</p> <p>(学校教育関係の非課税範囲)</p> <p>6-11-1 (省 略)</p> <p>(1)~(3) (省 略)</p> <p>(4) 農林水産省設置法若しくは国土交通省設置法に規定する文教研修施設(海技大学校、海員学校、航空大学校、農業者大学校及び水産大学校)又は職業能力開発促進法に規定する職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発校を設置する者(職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校)あつては国、地方公共団体又は職業訓練</p>	<p>(身体障害者用物品の範囲)</p> <p>6-10-1 法別表第一第10号《身体障害者用物品の譲渡等》に規定する身体障害者用物品(以下この節において「身体障害者用物品」という。)に該当するのは、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造、又は機能を有する物品として、令第14条の4第一項《身体障害者用物品の範囲等》の規定により厚生大臣が大蔵大臣と協議して指定するものに限られる。したがって、これ以外の物品については、身体障害者が購入する場合であっても非課税とならないのであるから留意する。</p> <p>(身体障害者用物品に該当する自動車の修理の取扱い)</p> <p>6-10-4 身体障害者用物品に該当する自動車の修理で令第14条の4第2項《身体障害者用物品の範囲等》に規定する身体障害者用物品の修理に該当するものは、平成3年厚生省告示第130号「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき、厚生大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」第2項《身体障害者用物品の修理》の規定により同告示第1項《身体障害者用物品》第37号に定める補助手段に係る修理及び第38号に定める車いす等昇降装置及び必要な手段に係る修理に限られる。</p> <p>したがって、補助手段等の修理と他の部分の修理とを併せて行った場合には、補助手段等の修理のみが身体障害者用物品の修理に該当することに留意する。</p> <p>(学校教育関係の非課税範囲)</p> <p>6-11-1 (同 左)</p> <p>(1)~(3) (同 左)</p> <p>(4) 運輸省設置法若しくは農林水産省設置法に規定する文教研修施設(海技大学校、海員学校、航空大学校、農業者大学校及び水産大学校)又は職業能力開発促進法に規定する職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発校を設置する者(職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校)あつては国、地方公共団体又は職業訓練法人</p>

改正後	改正前
<p>法人に限る。)が当該施設における教育(職業訓練を含む。)として行う役務の提供で、(3)のイからへまで(ただし、文教研修施設にあっては、二の「年2回」は「年3回」と読み替えるものとする。)の要件に該当するもの</p> <p>(教科用図書の範囲)</p> <p>6-12-1 法別表第一第12号<教科用図書の譲渡>に規定する教科用図書は、学校教育法第21条<小学校の教科用図書>(同法第40条<中学校>、第51条<高等学校>及び第51条の9第1項<中等教育学校>)において準用する場合並びに同法第76条<特殊教育>においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下6-12-1において同じ。)に規定する文部科学大臣の検定を経た教科用図書(いわゆる検定済教科書)及び同法第21条に規定する文部科学省が著作の名義を有する教科用図書に限られるのであるから留意する。</p> <p>したがって、同法第107条<教科用図書の経過措置>の規定により当分の間使用することができることとされている教科用図書は、法別表第一第12号に規定する教科用図書には該当しないのであるから留意する。</p> <p>(輸出証明書等)</p> <p>7-2-23 法第7条第2項<輸出証明>に規定する「その課税資産の譲渡等が・・・、財務省令で定めるところにより証明されたもの」又は租特法規則第36条第1項<外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税>に規定する「承認を受けた事実を証明する書類」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の帳簿又は書類となるのであるから留意する。</p> <p>(1)~(4) (省 略)</p>	<p>に限る。)が当該施設における教育(職業訓練を含む。)として行う役務の提供で、(3)のイからへまで(ただし、文教研修施設にあっては、二の「年2回」は「年3回」と読み替えるものとする。)の要件に該当するもの</p> <p>(教科用図書の範囲)</p> <p>6-12-1 法別表第一第12号<教科用図書の譲渡>に規定する教科用図書は、学校教育法第21条<小学校の教科用図書>(同法第40条<中学校>、第51条<高等学校>及び第51条の9第1項<中等教育学校>)において準用する場合並びに同法第76条<特殊教育>においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下6-12-1において同じ。)に規定する文部大臣の検定を経た教科用図書(いわゆる検定済教科書)及び同法第21条に規定する文部省が著作の名義を有する教科用図書に限られるのであるから留意する。</p> <p>したがって、同法第107条<教科用図書の経過措置>の規定により当分の間使用することができることとされている教科用図書は、法別表第一第12号に規定する教科用図書には該当しないのであるから留意する。</p> <p>(輸出証明書等)</p> <p>7-2-23 法第7条第2項<輸出証明>に規定する「その課税資産の譲渡等が・・・、大蔵省令で定めるところにより証明されたもの」又は租特法規則第36条第1項<外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税>に規定する「承認を受けた事実を証明する書類」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の帳簿又は書類となるのであるから留意する。</p> <p>(1)~(4) (同 左)</p>